

松本市病院局公告第1号

一般競争入札の執行について

松本市病院局が発注する建設工事に係る業務委託について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定により、次のとおり公告します。

令和6年7月5日

松本市病院事業管理者 北野 喜良

1 入札対象業務委託

業務名	松本市立病院建設工事実施設計業務委託
場所	松本市波田4417番地178
業務概要	松本市立病院建設工事に伴う実施設計業務を行うもの
履行期間	契約日から令和7年8月29日まで

2 入札者の資格要件

入札に参加できる者は、建築設計事務所2社（うち1社は主たる構成員とする）が自主結成した共同企業体のうち、その構成員が次に掲げる条件を入札公告日から落札決定日までの間にすべて満たし、かつ、松本市病院事業管理者（以下「病院事業管理者」という。）による本業務委託に係る入札参加資格の確認を受け、本業務委託の履行能力があると認められた共同企業体とします。

共同企業体の取扱いについては、松本市病院局建設コンサルタント業務共同企業体運用要綱（令和4年12月27日病院局告示第10号）によること。

(1) 全構成員

ア 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること。

イ 経営状態が不健全でない者であること。

ウ 松本市病院局建設工事入札制度合理化対策要綱（平成23年11月15日告示第1号）第3条の規定による、令和6年度松本市病院局建設コンサルタント入札参加資格者名簿に登載されたものであること。

エ 「建築士法」（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務登録を行なっていること。

オ 松本市病院局建設工事等入札参加資格者に係る指名停止規程第3条の規定による指名停止の措置を受けていない者であること（入札参加資格の確認を受けた後に、指名停止の措置を受けた場合は、入札参加資格は取り消すものとする。）。

カ 次の各号のいずれかに該当する者は、同一に参加できないものとする。

(ア) 会社法第2条第3号及び第4号に規定する親会社と子会社又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある者

(イ) 一方の会社役員が他方の会社役員又は他方の会社の管財人を現に兼ねている者

キ 代表役員、一般役員等が松本市暴力団排除条例第2条第2号（平成24年条例第3号）に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(2) 代表構成員

市外に本店を有し、かつ、次の応募資格を満たす建築設計事務所

ア 共同企業体出資比率が、構成員中最大であること。

イ 共同企業体の全構成員の中であって、業務履行能力が最大であること。

ウ 企業体制

一級建築士50名以上を自社で雇用していること。ただし、当該一級建築士は全て公告日以前3カ月以上の恒常的雇用関係であること。

エ 設計実績

公告日以前10年以内に病院（150床以上の病院の新築又は診療棟を含む150床以上の病棟建替えに限る）に関する実施設計業務（基本設計と実施設計を一括受注したものも含む）を受注した実績（自社が単体企業で受注又は共同企業体の構成員、共同企業体の構成員外の協力会社として受注した実績を含む）を3件以上有する（ただし国内の実績に限るものとする）。

(3) その他の構成員

市内に本店を有し、かつ、次の応募資格を満たす建築設計事務所

ア 共同企業体出資比率が、30パーセント以上であること。

イ 企業体制

一級建築士4名以上を自社で雇用する建築設計事務所。ただし、当該一級建築士は全て公告日以前3カ月以上の恒常的雇用関係にあること。

(4) 配置技術者の要件

ア 管理技術者として、次の条件を満たす技術者を配置できること。

一級建築士

イ 担当技術者として、次の条件を満たす技術者を配置できること。

次の4部門について、それぞれいずれかの資格を有する技術者を配置すること。

また、部門ごとに担当主任技術者を配置すること。

(ア) 建築（意匠）

一級建築士

(イ) 建築（構造）

構造設計一級建築士

(ウ) 電気設備

設備設計一級建築士又は建築設備士

(エ) 機械設備

設備設計一級建築士又は建築設備士

ウ 管理技術者及び担当主任技術者については、それぞれ兼務することはできない。

エ 原則として、配置技術者を契約時に変更することはできない。

(5) 失格

申請者が次の要件に該当する場合は、失格とする。

ア 入札者の条件に定めた資格・要件を備えていないとき。

イ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。

3 入札参加資格申請に関する説明会等

(1) 入札参加資格確認申請に関する説明会は開催しません。

(2) 現場説明会は開催しません。

4 入札参加資格確認申請手続及び入札日程等

本業務の入札に参加を希望する者は、下記記載の資料を提出し、本業務委託に係る入札参加資格の確認を受けてください。(期限までに申請書等を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、本業務の入札に参加できません。)

入札手続等	期間・期日等	場所・留意事項等
申請書等の配付	令和6年7月5日(金)から 令和6年7月26日(金)まで	松本市立病院ホームページ
入札参加資格確認申請受付	令和6年7月5日(金)から 令和6年7月26日(金)まで	(1) 提出書類は「様式第1号～様式第4号、参加資格確認調書、共同企業体構成員資格調書、業務実績書、配置予定技術者一覧、雇用している一級建築士の人数が確認できる資料」一式とする。なお、提出された申請書等は、返却しません。 (2) 松本市病院局病院総務課（以下「病院総務課」という。）へ持参又は期日までに郵送により提出すること。 (3) 提出期限以降における申請書等の差替え及び再提出は認めないこととする。
設計図書等の閲覧等	令和6年7月5日(金)から落札者の決定まで	(1) 第2項(1)の資格要件に該当する者：病院総務課にて、データを配布します。 (2) 入札参加資格非該当者：病院総務課にて、落札者の決定まで閲覧可
入札参加資格確認通知書の発送	令和6年8月7日(水)から 令和6年8月8日(木)まで	代表構成員に入札参加資格確認通知書を郵送する。
入札参加を認め	令和6年8月8日(木)から	(1) 入札参加資格がないと認められ

られなかった場合の説明請求受付	令和6年8月21日(水)まで (ただし最終日は、 <u>午後3時まで</u> に病院総務課に到着した分までとする)	た者は、その理由について文書(様式は自由)により説明を求めることができる。 (2) 病院総務課へ持参すること。 ※説明を求められた場合は病院総務課において文章で回答することとし、回答日時は、該当者に電話連絡する。 回答期限：令和6年8月27日(火)
設計図書等に関する質問受付	令和6年8月8日(木)から 令和6年8月21日(水)まで	(1) 質問様式は自由(質問内容が分かるように具体的に記載すること) (2) 質問等がある場合は、質問書の正本を病院総務課に持参又は郵送により提出すること。 (3) 質問がない場合は、その旨を病院総務課にFAX(0263-92-3440)により通知すること。
設計図書等に関する質問解答の閲覧期間	令和6年9月2日(月)から 令和6年9月10日(火)まで	松本市立病院新棟入口
入札日時・場所	令和6年9月10日(火) 午前10時00分から	松本市立病院新棟会議室
開札日時・場所	入札日時・場所に同じ	入札者又はその代理人立ち会いのもとで行う。
入札結果の公表	落札者を決定した後、病院総務課にて公表する。	

(注意)

- (1) 上記の申請又は閲覧等の受付時間は、松本市の休日を定める条例(平成元年条例第31号)第1条に規定する市の休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで(午後0時から午後1時までを除く。)とする。
- (2) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

5 入札事項等

契約条項等	松本市病院局の契約に関する規程、松本市病院局建設工事入札制度合理化対策要綱、松本市病院局建設コンサルタント業務共同企業体運用要綱、松本市病院局最低制限価格制度実施要綱、松本市入札心得等
適用する制度	松本市病院局最低制限価格制度実施要綱(同要綱第2条の規定に基づき、最低制限価格を下回る場合は失格とする。)
入札の無効	松本市入札心得第6条のとおり
入札保証金	免除(ただし、入札保証金を免除された落札者が契約を締結しない

	場合は、松本市病院局の契約に関する規程第5条第1項の規定に基づき免除した額を徴収する。)
契約保証金	契約金額の10/100以上の金銭的保証（契約保証金、契約保証金に代わる担保、履行保証保険又は公共工事履行保証証券（履行ボンド））を求めます。
前払金	適用あり
部分払金	適用なし
支払限度額割合	請負代金のうち、令和6年度 約30%、令和7年度 約70%（予算の都合により変更の場合あり。）

6 入札参加要件

第2項に示す資格要件を満たしていること。

7 入札方法

- (1) 入札開始後入札会場に到着した者は、入札に参加できません。また、郵便、電報等による入札は認めません。
- (2) 代理人名で入札又は見積合わせをする場合は、入札前までに委任状等を提出してください。
- (3) 代理人は、同一の入札において他の入札者の代理人となることはできません。
- (4) 第1回目の入札で落札者がいない場合は、その場で再度入札を行うこととします。再度入札でも落札者がいない場合は、再度入札における最低制限価格以上で最低価格の入札者と、その場で見積合わせによる随意契約を行うこととします。その場合の見積合わせの回数は1回とします。
- (5) 入札心得に規定する「入札の無効」に該当する入札を行った者は失格とし、再度入札には参加できません。また、第1回目の入札を辞退した者は、再度入札には参加できません。
- (6) 入札書又は見積書には、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載してください。
- (7) 入札書又は見積書に記載した金額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てること）をもって契約金額又は見積合わせによる随意契約の金額とします。

8 異議の申立て

入札を行った者は、入札後は、この公告、契約約款及び設計図書等についての不明を理由として異議の申立てはできません。

9 その他の事項

本件で使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとします。

※問い合わせ先

- | | | | |
|---------|------------------------|-------|-------------------------|
| ・ 公告の内容 | 松本市病院局病院総務課 | 電 話 | 0 2 6 3 - 9 2 - 7 7 6 3 |
| | 松本市波田 4 4 1 7 番地 1 8 0 | F A X | 0 2 6 3 - 9 2 - 3 4 4 0 |
| ・ 委託の内容 | 松本市病院局病院建設課 | 電 話 | 0 2 6 3 - 9 2 - 6 0 1 1 |